

4 平成5年に「現行の計量法」が施行された日だから

1993（平成5）年11月1日に計量法が改正施行されたのを記念して経済産業省が定めました。計量記念日のほか3月25日の電気記念日、4月18日の発明記念日、6月28日の貿易記念日を経済産業省4大記念日としています。

1994（平成6）年に現在の11月1日になる前は、1951（昭和26）年に旧計量法が公布された6月7日が計量記念日でした。さらに遡ると1921（大正10）年に改正度量衡法が公布された4月11日を度量衡記念日としていました。

毎年11月1日またはその前後には、計量記念日に関連した催しが各地で開催されています。JEMICが展覧する催しはHP（<http://www.jemic.go.jp/kihon/event.html>）でご案内していますので、ぜひご来場ください。



計量記念日の催し

電気メーターと検定のいまむかし

増 加する電気計器に対処するため、試験機関の指定（くらしと検定 No.12 参照）のほか大正時代には大阪、福島、福岡の3か所だった通信省電気試験所の支所は、1936（昭和11）年には名古屋、1937（昭和12）年には広島、1942（昭和17）年には札幌にそれぞれ設置され、1950（昭和25）年までに9か所の支所が設けられました。

指定試験機関の試験に合格した電気メーターに関しては、約10%を抜き取って電気試験所の検定員が検査する方式が採られていましたが、1938（昭和13）年4月から、指定試験機関に常駐し、試験業務の指導監督と検定事務を行う駐在官を置く制度に変更されました。



当時の電気メーターの試験風景

また、1944（昭和19）年～1946（昭和21）年の間は、戦時特例で検定有効期間が5年から7年に延長されていました。

第4回 昭和初期の電気メーターの検定

▼東京都と共に試験機関に指定されていた（社）電気協会（当時の東京試験所建物）

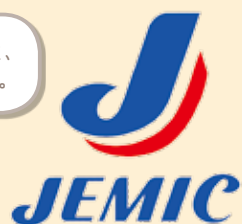


全国のJEMIC

【本社】

〒108-0023 東京都港区芝浦四丁目15番7号 ☎03 (3451) 1181 FAX 03 (3451) 1364
URL <http://www.jemic.go.jp/> E-mail soumu@jemic.go.jp

見学会のお問い合わせは、お近くのJEMICへどうぞ。



●北海道支社……………☎011 (668) 2437
●東北支社……………☎022 (786) 5031
●東北支社新潟事業所…☎025 (246) 3371
●中部支社……………☎0568 (53) 6331
●北陸支社……………☎076 (248) 1257
●関西支社……………☎06 (6451) 2355
●関西支社京都事業所…☎075 (681) 1701

●関西支社尼崎事業所…☎06 (6491) 5031
●中国支社……………☎082 (503) 1251
●四国支社……………☎0877 (33) 4040
●九州支社……………☎092 (541) 3031
●九州支社熊本事業所…☎096 (325) 2131
●沖縄支社……………☎098 (934) 1491

くらしと検定



No. 14 平成26年11月
[発行] 日本電気計器検定所



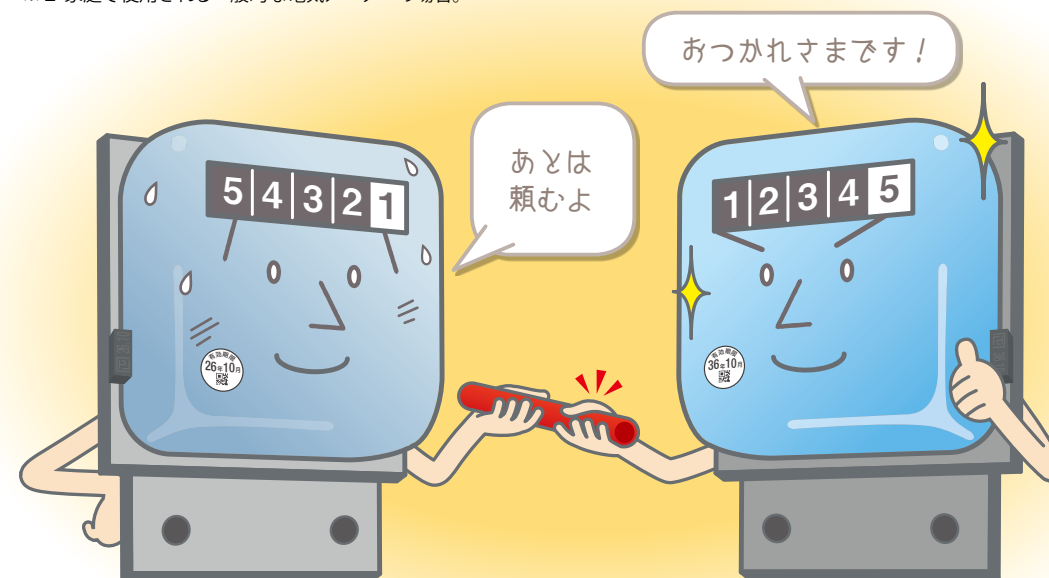
JEMICイメージキャラクター「ミクちゃん」

各 家庭に取り付けられている電気メーターは、通常は電力会社が管理しているため、いつ交換したのか、あまり気にしていない方も多いかもしれませんが、定期的に交換されています。なぜ交換するのでしょうか？ 壊れたからでしょうか？ 誤差が大きくなったからでしょうか？ 電気メーターは、計量法という法律で、「検定」※1に合格しなければ使えないと決められています。さらに検定の有効期間は10年※2と決められているため、壊れていなくても、10年を超えて使うことはできません。

壊れていないのに取り替えてしまうなんてもったいないと思う方もいるかもしれませんが、取り外された電気メーターは全て廃棄される訳ではなく、リサイクルできるものについては、もう一度利用されます。ただし、故障していなくても10年使われてきた電気メーターですから、そのままでは使えません。修理・調整等のオーバーホールを行い、「検定」を受け、合格すると再度10年間使用することができます。

今回は、何年間使うことができるのかを定めている「有効期間」についてお話します。

※1 指定製造事業者による自主検査を含みます。
※2 家庭で使用される一般的な電気メーターの場合。



電気メーターは壊れるまで
使い続けるの？



電気メーターとその他の特定計量器の有効期間

～電気メーター～

1 有効期間はなぜ必要？

電気メーターは電気の使用料金を算出するために使われています。正しくはかることができないと、正しい料金も分かりません。

正しくはかることができる電気メーターだけが使われるように検定制度があり、検定制度の中で有効期間も決められています。



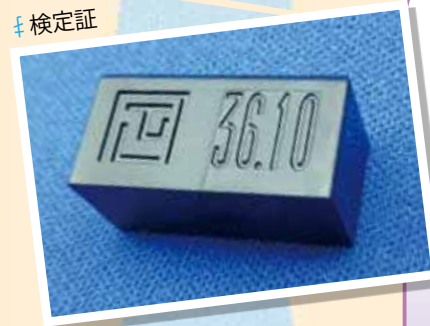
検定ラベル
(平成36年10月が有効期限であることを表しています。)

2 有効期限の表示

検定の有効期限は正面の検定ラベル(白の丸いシール)に書かれています。また、メーターの左右に付いている検定証(黒いプラスチック)にも書かれています。検定証は、検定に合格したことを示す役割のほか、内部に触れることができないようにする封印の役割もしています。

※指定製造事業者による自主検査の場合は、検定証及び検定ラベルのデザインが写真とは異なります。

検定証



3 有効期間の移り変わり

一般家庭で多く使われる電気メーター*の有効期間の移り変わり

●1955(昭和30)年：5年→7年 ●1983(昭和58)年：7年→10年

※当時一般的に使われていたものであり、時代によりその種類は異なります。



電気メーター

主に工場やビルで使われている電気メーター



4 有効期間が10年以外の電気メーター

一般の方はあまり見ることがありませんが、工場やビル等で使用される精度の高い電気メーターやピーク電力をはかるメーターなどは有効期間が5年や7年など、一般家庭で使用されているものより短くなっています。

～その他の特定計量器～

5 特定計量器

取引や証明に使われる計量器のことで、電気メーターのほか、ガスメーターやタクシーメーターなど、計量法で18種類が指定されています。



6 特定計量器の有効期間(一例)

- ガスメーター …… 10年(一部7年)
- 水道メーター …… 8年
- 照度計 …… 2年
- タクシーメーター …… 1年
- はかり …… 2年※

※有効期間はありますが、2年に1回の定期検査が義務付けられています。



照度計



照度計の有効期限表示

7 特定計量器の検定・検査機関

検定・検査等は、都道府県(計量検定所)または指定機関が実施しています(製造事業者による自主検査の場合もあります)。定期検査は、都道府県(計量検定所)または特定市町村が実施しています。

Q&A コーナー

Q 11月1日は「計量記念日」って聞いたけど、なぜ11月1日なの？

- 1 日本で初めて「はかり」が使われた日だから
- 2 大正10年に「改正度量衡法」が公布された日だから
- 3 昭和26年に「旧計量法」が公布された日だから
- 4 平成5年に「現行の計量法」が施行された日だから

答えは
次ページを
ご覧ください！

